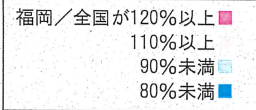


# 協会けんぽ理解度調査結果 (全国平均と福岡支部の比較)

---



## 協会けんぽ理解度調査結果 (全国平均と福岡支部の比較)



### ①保険料に関する認知(全体28.5%、福岡28.8%)

[1]		全体	福岡
Q1-1【内容の認知】協会けんぽの保険料率は毎年見直されていること	知っている	34.0	39.4
Q1-2【内容の認知】協会けんぽの保険料率は、医療費の地域差を反映して、加入している支部ごとに異なること	知っている	25.6	26.9
Q1-3【内容の認知】保険料は、被保険者と事業主(勤務先)が半分ずつ負担していること	知っている	55.4	52.5
Q1-4【内容の認知】あなた自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か	知っている	12.9	11.3
Q1-5【内容の認知】保険料の額は、標準報酬月額に保険料率をかけて計算されること	知っている	27.2	26.9
Q1-6【内容の認知】40歳以上の人は介護保険料を負担する必要があり、40～64歳の健康保険加入者の負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一括で徴収されていること	知っている	39.8	39.4
Q1-7【内容の認知】協会けんぽの介護保険料率は、全支部で同一であること	知っている	16.4	15.6
[2]		全体	福岡
Q2-1【内容の認知】協会けんぽの運営する健康保険には、国からの補助金(税金)が支払われていること	知っている	33.3	35.0
Q2-2【内容の認知】協会けんぽの支出の約6割は加入者の皆様への保険給付、約4割は高齢者医療への拠出金となっていること	知っている	17.0	17.5
Q2-3【内容の認知】協会けんぽ設立以来、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造であること	知っている	23.8	23.8

### ②現金給付(全体49.5%、福岡51.9%)

[3]		全体	福岡
Q3-1【健康保険には、以下のような現金給付等サービスがあります。これらをご存知ですか】高額療養費	知っている	68.9	73.8
Q3-2【健康保険には、以下のような現金給付等サービスがあります。これらをご存知ですか】限度額適用認定証	知っている	38.1	45.6
Q3-3【健康保険には、以下のような現金給付等サービスがあります。これらをご存知ですか】傷病手当金	知っている	47.2	51.9
Q3-4【健康保険には、以下のような現金給付等サービスがあります。これらをご存知ですか】出産育児一時金	知っている	57.8	56.9
Q3-5【健康保険には、以下のような現金給付等サービスがあります。これらをご存知ですか】出産手当金	知っている	49.4	48.1
Q3-6【健康保険には、以下のような現金給付等サービスがあります。これらをご存知ですか】療養費の支給	知っている	35.6	35.0
[4]		全体	福岡
Q4.現金給付の内容を調べる際や申請する際に、わかりにくいと感じたことや困ったことはありませんでしたか	特にない	21.2	19.7

## ③健診・保健指導(全体48.1%、福岡43.4%)

[5]		全体	福岡
Q5.協会けんぽでは、35歳以上の被保険者向けの健診として「生活習慣病予防健診」を実施しています。この健診をご存知ですか	知らなかった	47.3	47.5
[6]		全体	福岡
Q6-1【協会けんぽの健診の内容認知】被保険者の場合、一般的には事業主が健診機関への予約をとりまとめて、生活習慣病予防健診申込書を協会けんぽの加入支部に提出すること	知っている	49.5	48.2
Q6-2【協会けんぽの健診の内容認知】被扶養者の場合、受診を希望する健診機関にご自身が直接予約をとること	知っている	73.9	66.7
Q6-3【協会けんぽの健診の内容認知】被保険者が生活習慣病予防健診を受診する場合、協会けんぽから費用補助があり、約7千円の自己負担で受診できること	知っている	40.3	37.5
Q6-4【協会けんぽの健診の内容認知】被扶養者が特定健康診査を受診する場合、健診機関が定める費用から協会けんぽの補助する金額を差し引いた額が自己負担額となること	知っている	50.4	46.4
Q6-5【協会けんぽの健診の内容認知】被保険者の健診結果は、一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと	知っている	60.1	53.6
Q6-6【協会けんぽの健診の内容認知】被扶養者の健診結果は、直接本人の手元に届くこと	知っている	57.0	47.4
Q6-7【協会けんぽの健診の内容認知】健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること	知っている	64.2	56.0
[7]		全体	福岡
Q7-1【協会けんぽの健診の内容認知】健診の結果、メタボリックシンドローム(メタボ)のリスクが高かった40歳以上の方に、特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること	知っている	31.9	28.1
Q7-2【協会けんぽの健診の内容認知】事業主が行う定期健診のデータについて、協会けんぽから提供を求められた場合には、法律(※高齢者の医療の確保に関する法律第27条)により提供する義務があること	知っている	32.7	20.0
Q7-3【協会けんぽの健診の内容認知】健診後に事業所を通じて、保健師等による健康相談等のサポートを行っていること	知っている	30.2	21.8
Q7-4【協会けんぽの健診の内容認知】事業主向けに、インターネットで協会けんぽの生活習慣病予防健診の申込ができるサービスを提供していること	知っている	32.0	30.0
Q7-5【協会けんぽの健診の内容認知】健診で血圧値・血糖値が「要治療・要精密検査」とされたのに医療機関を受診しない方に、重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること	知っている	21.3	21.9
[8]		全体	福岡
Q8.あなたは健診について、わかりにくいと感じたことや困っていることがありますか	特にわかりにくいことはない	48.1	43.8

## ④協会けんぽの取組等(全体25.7%、福岡24.9%)

[9]		全体	福岡
Q9-1【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】マイナンバーカードがあれば、行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと	知っている	21.5	21.9
Q9-2【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】協会けんぽの一部の現金給付において、マイナンバーの記入により添付書類を省略できること	知っている	15.3	14.4
Q9-3【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】退職等により健康保険の資格を喪失した後も、協会けんぽに一定期間加入していれば、市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)があること	知っている	32.6	36.3
Q9-4【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】任意継続被保険者制度の加入の申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければならないこと	知っている	21.7	23.1
Q9-5【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる(事業主の負担はない、負担上限あり)こと	知っている	27.8	28.8
Q9-6【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進に向けた取組を「コラボヘルス」と称し、健康宣言をした事業主が、従業員とその家族の健康づくりを進めていること	知っている	12.2	9.1
Q9-7【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】健康宣言をした企業とその従業員は、協会けんぽと協定を締結した事業者から様々なサービス(銀行の低利融資や料金割引等)を受けられること	知っている	11.1	8.2
Q9-8【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】コラボヘルスの一環として、協会けんぽから事業主に対し、事業所の従業員の健康度を見える化したツールを配付していること	知っている	10.1	7.3
Q9-9【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】あなた(またはあなたの扶養者)の職場では健康宣言をしているかどうか	知っている	10.0	7.5
Q9-10【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと	知っている	15.9	17.5
Q9-11【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること	知っている	35.9	31.9
Q9-12【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】協会けんぽから、健康保険で診療を受けた加入者を対象に、年1回「医療費のお知らせ」(医療費通知)を送付していること	知っている	44.2	50.0
Q9-13【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】この医療費通知は、確定申告(医療費控除の申告手続き)において医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)	知っている	28.5	33.1
Q9-14【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること	知っている	61.6	56.9

Q9-15【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3~5割程度薬代が安くなること	知っている	62.9	59.4
Q9-16【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】協会けんぽ加入者のジェネリック医薬品の使用割合は、現在約75%に達していること	知っている	17.3	15.0
Q9-17【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代を軽減できる可能性のある方に「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付していること	知っている	22.2	18.1
Q9-18【健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組などの内容認知】協会けんぽでは、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること	知っている	12.0	10.6

⑤医療のかかり方(全体37.7%、福岡36.7%)

[10]		全体	福岡
Q10-1【医療のかかり方に関する内容認知】紹介状なしでベッド数200床以上の病院を受診すると、特別料金が加算されるケースがあること	知っている	35.2	38.1
Q10-2【医療のかかり方に関する内容認知】ハシゴ受診(安易な理由で次々とお医者さんを変えること)は、治療がそのつど振り出しに戻るため、体にもお金にも負担がかかること	知っている	37.3	33.1
Q10-3【医療のかかり方に関する内容認知】医療機関の診療時間外(夜間・休日)に受診すると割増料金がかかること	知っている	52.2	50.6
Q10-4【医療のかかり方に関する内容認知】子どもを病院に連れて行くか迷った場合の救急相談先(小児救急電話相談：#8000)があること	知っている	26.2	25.0

福岡／全国が120%以上 ■  
110%以上 ■  
90%未満 ■  
80%未満 ■

Q11. あなたの職場では、健康保険に関する情報はどのように周知されていますか	1. 事業所内の壁等に掲示コーナがある	2. 回覧板で閲覧される	3. 通知や情報誌等が職場内の一定の場所に置いてある	4. 職場内のイントラネット上でお知らせされる	5. メールでのお知らせがある	6. 通知や情報誌等が各個人に配布される	7. 通知や情報誌等が個人宅に郵送される	8. 会議や朝礼等で一斉に声かけがある	9. 各個人に直接声かけがある	10. その他	11. どのように周知されているか、わからない	12. 特に何もしていない
全体	10.3	10.7	5.7	5.8	6.3	9.4	2.9	4.6	5.1	0.1	11.8	51.5
福岡支部	10.0	8.0	6.0	4.0	10.0	4.0	2.0	4.0	4.0	1.0	11.0	58.0
北海道支部	11.0	11.0	8.0	10.0	9.0	13.0	2.0	1.0	3.0	1.0	13.0	50.0
青森支部	9.0	12.0	1.0	1.0	3.0	8.0	1.0	5.0	5.0	0.0	13.0	52.0
岩手支部	11.0	6.0	6.0	3.0	9.0	4.0	2.0	1.0	3.0	0.0	12.0	59.0
宮城支部	11.0	14.0	5.0	2.0	5.0	12.0	3.0	7.0	4.0	0.0	7.0	49.0
秋田支部	9.0	11.0	8.0	2.0	7.0	7.0	1.0	5.0	6.0	0.0	9.0	57.0
山形支部	7.0	7.0	4.0	2.0	3.0	9.0	1.0	9.0	8.0	1.0	21.0	50.0
福島支部	9.0	8.0	5.0	5.0	4.0	8.0	3.0	4.0	2.0	0.0	13.0	56.0
茨城支部	15.0	6.0	8.0	9.0	8.0	10.0	3.0	2.0	6.0	0.0	9.0	50.0
栃木支部	9.0	5.0	7.0	5.0	5.0	6.0	3.0	2.0	1.0	0.0	10.0	59.0
群馬支部	6.0	10.0	3.0	3.0	4.0	12.0	2.0	2.0	5.0	0.0	6.0	57.0
埼玉支部	19.0	9.0	4.0	4.0	10.0	9.0	5.0	3.0	5.0	0.0	11.0	49.0
千葉支部	14.0	6.0	10.0	6.0	5.0	10.0	4.0	2.0	2.0	0.0	11.0	53.0
東京支部	9.0	7.0	3.0	10.0	9.0	8.0	1.0	2.0	3.0	0.0	14.0	52.0
神奈川支部	8.0	8.0	5.0	8.0	5.0	10.0	5.0	5.0	5.0	0.0	12.0	53.0
新潟支部	10.0	16.0	6.0	7.0	3.0	5.0	1.0	4.0	3.0	0.0	9.0	57.0
富山支部	10.0	17.0	5.0	5.0	5.0	6.0	2.0	3.0	6.0	0.0	12.0	50.0
石川支部	10.0	10.0	6.0	10.0	9.0	8.0	3.0	8.0	6.0	0.0	9.0	55.0
福井支部	12.0	16.0	8.0	6.0	6.0	10.0	2.0	5.0	5.0	0.0	8.0	46.0
山梨支部	9.0	13.0	8.0	4.0	5.0	11.0	4.0	6.0	4.0	0.0	20.0	44.0
長野支部	7.0	12.0	4.0	4.0	5.0	9.0	2.0	7.0	4.0	0.0	18.0	47.0
岐阜支部	12.0	14.0	2.0	6.0	5.0	9.0	4.0	6.0	8.0	2.0	13.0	50.0
静岡支部	12.0	10.0	6.0	6.0	3.0	9.0	0.0	3.0	3.0	0.0	7.0	62.0
愛知支部	8.0	12.0	7.0	8.0	8.0	10.0	5.0	4.0	5.0	0.0	10.0	49.0
三重支部	12.0	7.0	7.0	2.0	7.0	11.0	3.0	4.0	6.0	1.0	14.0	50.0
滋賀支部	15.0	18.0	7.0	8.0	9.0	14.0	3.0	8.0	9.0	0.0	14.0	47.0
京都支部	11.0	10.0	5.0	7.0	1.0	12.0	1.0	2.0	3.0	0.0	11.0	52.0
大阪支部	8.0	7.0	4.0	5.0	13.0	11.0	5.0	7.0	3.0	0.0	8.0	55.0
兵庫支部	13.0	10.0	6.0	7.0	5.0	8.0	3.0	2.0	2.0	0.0	13.0	53.0
奈良支部	10.0	10.0	9.0	1.0	6.0	5.0	6.0	5.0	2.0	0.0	14.0	55.0
和歌山支部	7.0	13.0	3.0	5.0	10.0	8.0	4.0	7.0	5.0	0.0	12.0	52.0
鳥取支部	10.0	10.0	3.0	11.0	9.0	17.0	0.0	7.0	5.0	0.0	11.0	44.0
島根支部	8.0	13.0	5.0	5.0	5.0	9.0	2.0	8.0	10.0	0.0	15.0	43.0
岡山支部	13.0	8.0	6.0	6.0	9.0	8.0	3.0	3.0	4.0	0.0	5.0	52.0
広島支部	9.0	10.0	7.0	7.0	7.0	9.0	3.0	4.0	4.0	0.0	15.0	53.0
山口支部	10.0	14.0	5.0	7.0	6.0	6.0	4.0	4.0	6.0	0.0	11.0	53.0
徳島支部	5.0	7.0	4.0	5.0	4.0	10.0	3.0	5.0	6.0	0.0	13.0	56.0
香川支部	7.0	11.0	2.0	5.0	7.0	11.0	2.0	2.0	4.0	0.0	18.0	54.0
愛媛支部	8.0	12.0	6.0	11.0	7.0	15.0	3.0	5.0	7.0	0.0	10.0	49.0
高知支部	15.0	11.0	3.0	5.0	5.0	9.0	3.0	6.0	4.0	0.0	13.0	52.0
福岡(再掲)	10.0	8.0	6.0	4.0	10.0	4.0	2.0	4.0	4.0	1.0	11.0	58.0
佐賀支部	11.0	11.0	11.0	5.0	6.0	10.0	3.0	6.0	6.0	0.0	13.0	47.0
長崎支部	9.0	13.0	2.0	3.0	3.0	9.0	4.0	3.0	6.0	0.0	15.0	49.0
熊本支部	8.0	8.0	4.0	4.0	4.0	9.0	2.0	5.0	10.0	0.0	10.0	52.0
大分支部	12.0	9.0	6.0	5.0	8.0	7.0	4.0	4.0	5.0	0.0	15.0	49.0
宮崎支部	9.0	7.0	9.0	9.0	7.0	9.0	5.0	4.0	4.0	0.0	13.0	53.0
鹿児島支部	11.0	13.0	8.0	12.0	5.0	12.0	6.0	5.0	9.0	0.0	11.0	47.0
沖縄支部	15.0	12.0	5.0	6.0	10.0	10.0	6.0	5.0	5.0	0.0	9.0	49.0

